

旧優生保護法問題検証会議
2026年度第3回検証会議議事録

1 日 時 2026年7月8日（水）午前10時～午前11時05分

2 場 所 オンライン

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、尾上敬子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聡智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議2026年度第3回目の検証会議を始めます。

初めに、検証委員に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、初めに自分のお名前を名乗っていただき、ゆっくり分かりやすい言葉で発言するようお願いします。

本日の会議は12時までに終了することを予定しております。

議事進行に御協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けての御案内と注意事項です。

文字通訳を御利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックして御利用ください。

本検証会議は録音・録画を禁止しております。もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画や画像を使用されたい場合は、事前に御連絡ください。

では、会議を始めるに当たり、出席者の確認をいたします。

松原座長、池田さん、内布さん、尾上さん、加藤さん、上東さん、小山さん、齋藤さん、坂元さん、関哉さん、田門さん、利光さん、奈良岡さん、西村さん、藤井さ

ん、藤野さん、松永さん、三村さん、岩井さん、佐々木さん。

今、こちらの画面で確認できたのは以上の方々ですが、これから遅れて御参加の方もいらっしゃるかと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、ここからは、松原座長にて進めていただきますようお願いいたします。

(松原座長) 皆様、おはようございます。座長の松原です。

本日の検証会議では、各分科会の活動状況等について御報告いただきまして、その後、検証委員の皆様にて御議論をいただければと思います。

なお、お仕事の都合等で、途中で退出される委員の方もいらっしゃると思いますが、傍聴の方は御了承ください。

それではまずは、第1分科会の利光委員長から御報告をお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

第1分科会では、前回の検証会議以降、6月9日、18日、24日、7月1日の4回の分科会を行いました。お手元の資料では2ページから5ページにかけて概要を記載しています。

まず、被害者の方々への聞き取り調査については、これまで検証会議の場で7名の元原告の方々への聞き取りを行いました。また、少人数で現地にお伺いする形での聞き取りとして、元原告の方、補償法施行後に声を上げられた方、ハンセン病療養所で不妊手術や人工妊娠中絶を強いられた方など、12名への聞き取り調査を行ってきました。

直近の6月下旬には、遺伝性疾患を理由に、詳しい説明もされないまま人工妊娠中絶と子宮摘出手術を受けた被害者の方から、お話を伺わせていただきました。

今後、第2分科会あるいは第3分科会との協力の下で医療や福祉関係者への聞き取りも実施したいと考えております。

次に、資料・記録の調査についてですが、地方公共団体が保有する公文書については、各都道府県や保健所設置市、特別区に対して、資料提出を求める準備をほぼ終えました。近々、調査票等を発出する予定です。

本調査ではまず、優生保護法や国民優生法の下での優生手術や人工妊娠中絶について、あるいは優生結婚相談所・優生保護相談所について、法律や施行規則に基づいて作成・提出が定められている資料、あるいはこれに関連する資料（例えば、優生手術台帳、審査会の議事録、行政内部での起案や回覧など）を保有しているかどうかについて調査し、保有している場合には、マスキングのない形での資料の提出を求めています。

また、子宮・卵巣・睾丸の摘出、卵巣への放射線照射等の法定外手術についても資料の提出を求めています。

加えて、その他の資料として、一つとしては、優生手術や中絶に関する統計資料や説明資料、パンフレットや手引、国や自治体からの通知・事務連絡・疑義照会。

二つ目には、「不幸な子どもの生まれない運動」等の名前で実施された障害児の出生予防を求めた政策に関する資料や記録。

三つ目には、精神衛生相談所・精神衛生センター（現在の精神保健福祉センター）、あるいは精神薄弱者更生相談所（現在の知的障害者更生相談所）に関する資料のうちで、優生保護及び優生手術・中絶についての記載のある資料。

四つ目には、児童福祉法に基づく施設についての措置や処遇に関する文書のうちで、優生手術や中絶に関する記載を含む通知・事務連絡・疑義照会等の資料。

最後に、福祉事務所の保有する資料のうちで、優生保護に関する資料等の提出も求めています。

医療機関・福祉施設に対する調査については、これまで網羅的な調査と個別の医療機関や福祉施設への集中的な調査を行う方針で検討を重ねてきました。

網羅的な調査については、全ての医療機関・福祉施設を対象とする悉皆調査の可能性を追求してきましたが、収集した全ての資料・記録を詳細に調査・検討するのは、予算的にも、あるいは時間的・労力的にも無理があることから、対象を「障害を理由とする不妊手術や中絶に関する診療録（カルテなど）やケース記録が存在する可能性の高い医療機関や福祉施設」に絞り込んで、資料を確実に収集し、より精度の高い調査を行う方向で検討を進めております。

個別の集中的な調査については、これまでの調査で、優生保護関連の資料が存在することが確実に分かっている医療機関や福祉施設、救護施設、ハンセン病療養所等を重点的調査対象として位置付け、各施設を訪問して診療録やケース記録、台帳、看護記録、優生手術申請の関連書類、運営記録等の一次資料の提供を受けて、電子化した上で詳細な調査・分析を行うべく準備を進めています。

第3分科会の精神医療グループの委員の方々の協力も得ながら、これらの作業を進めることで、旧優生保護法下での優生手術や中絶が、医療や福祉の現場において、どのような理由や経緯で申請・実施されたのかを明らかにしたいと考えております。

また、現在、人工妊娠中絶一時金支給請求書のうち、提出時に調査・検証に用いることを承諾していただいたものについて、こども家庭庁を通して、個人を特定されない形での提供が始まっています。

調査を尽くして、被害実態の解明に役立てたいと考えています。

次回の第1分科会の会議は7月23日に予定しております。以上です。

（松原座長）利光さん、どうもありがとうございます。

次に、第2分科会から齋藤委員長お願いします。

（齋藤委員）皆さん、おはようございます。

第2分科会の齋藤有紀子です。第2分科会の報告をいたします。

第2分科会は先週の前回の検証会議以降、6月24日にオンラインで開催しました。

分科会メンバー全員の参加がありました。担当者による進捗報告を主に行いました。

まず、優生保護法の立法・改廃過程に係る検証の担当者からは、6月に2件実施した調査についての報告がありました。

一件は、政治関係者の資料を保管している施設での資料調査です。施設から資料入手に御協力いただいたとともに、今後新しい資料も収蔵されるということで、引き続き訪問が予定されています。

二件目は1996年、優生保護法改正に尽力された方への聞き取りです。文献などからでは分からない有益な知見を得ることができました。

今月末には、優生保護法に伴う政治・市民活動に詳しい方のお話を伺う機会が予定されています。

また、今後も政治関係者・市民団体関係者への聞き取りを引き続き行っていく予定です。

次に、法曹関係の検証担当者からは、6月上旬に分科会横断的にメンバーがハイブリッドで集まって、ミーティングが開催されたことの報告がありました。今後、必要な検証作業として、戦後の関連法の立法・改廃の状況、障害者に対する判例の調査、法曹・法学界の対応の調査などが挙げられ、第2分科会の担当者は、優生保護法と同時期に制定された法律を主にレビューすることとなりました。

優生保護法制定の背景には、戦後の人口急増や逆淘汰に対する立法者の危機意識があったということは知られていますけれども、同時期に制定された他の法律も、いわゆる当時の社会問題と密接に関係していました。

例えば、昭和20年代には、教育基本法、学校教育法、児童福祉法、少年法、軽犯罪法、性病予防法、精神衛生法、結核予防法、社会福祉法、生活保護法、麻薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法など、いろいろな法律が次々に制定されています。こどもや女性に関する法律も少なくないですが、第2分科会では今後、他の分科会とも協力をしながら、これらの法律の背景の検証と合わせて、優生保護法の背景検証を進めていきたいと思っています。

続いて、メディア関係についてです。

新聞について全国紙データベースの探索と、地方紙の調査について、検討を続けることが確認されました。地方紙の調査では、地域における養護学校・寄宿舎・更生施設との関係や、行政を中心に行われた優生保護施策の推進活動と併せて検討をしていくことで、地域の風土や世相を醸成した背景が見出せればと思っています。こちらも教育チームの皆様を始め、他の分科会と協力して進めていきたいと思っています。

さらに続いて、福祉関係についてですが、前回の検証会議以降は、福祉関係については、訪問調査等は行われませんでした。新たに調査補助員の方をお迎えして、調査と検証をより充実させられることとなりました。引き続き福祉関係者への聞き取り

を調整しているところです。聞き取り先には資料を有する可能性のある施設もありますので、第1分科会とも情報共有しながら進めていく予定です。

また、障害者福祉の理念として提唱された「ノーマライゼーション」という用語や、その後の関連用語について、人権概念として丁寧にレビューしていくことが重要だろうということも確認されました。

なお、優生結婚相談所関係の資料についてですが、自治体への情報開示請求を続けてきた研究者の方から、平成6年、1994年時点の全国の優生保護審査会の委員の肩書きや職位を記したリストと、マスクングのない委員名簿の提供をいただきました。委員の皆様にも共有したところです。

今回の分科会は7月27日を予定しています。第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤さん、ありがとうございました。

では続きまして、第3分科会が坂元委員長からお願いいたします。

(坂元委員) 皆さん、おはようございます。

第3分科会の坂元茂樹です。第3分科会の報告をいたします。

第3分科会は2026年6月25日に第3回の会議をオンラインで行いました。

2026年度の第3回会議では、主に次の三つの事項に関し、報告、意見交換が行われました。

一つ目は、母体保護法下における障害を理由とする不妊手術の実態調査です。

この問題を担当する委員から、母体保護法下における障害を理由とする不妊手術の実態調査の予備的調査として、母体保護法下で優生思想を持つ家族や親戚から言われて不妊手術を受けた精神障害の男性の聞き取り調査を、6月19日に行ったとの報告がなされました。

分科会としては、同氏について正式な聞き取り調査を行うことが決定されました。その際、第3分科会の委員からは、家族や親戚の考え方にエイブリズムや優生思想が混在しているように思われるので、正式な聞き取り調査では、その点を深めてもらいたい、本人の学校教育の経験について聞いてもらいたいこと及び不妊手術について医療関係者からのアドバイス等の関与があったのかどうかについても聞いてもらいたいといった要望が出されました。

同時に、別の委員から、障害のある子が生まれると社会に適応できない等の考え方から、強制ではないが人工妊娠中絶・不妊手術をする事例があり、このような優生思想をどのように克服していくかについて考える必要性が指摘されました。

二つ目は、諸外国の国内人権機関の役割等に関する調査方法です。

国内人権機関について、ある委員から、日本にはいまだ存在しないが、韓国では既に設置されている国家人権委員会の現地での調査の提案が出されました。これに對しまして、第3分科会の他の委員から、日弁連の活動の一環として、複数回、韓国の国

家人権委員会を訪問し、その報告書もあること、また別の委員から韓国の国家人権委員会は、ニューズレターや年次報告書を公開しており、現地に行かなくても相当程度の調査が可能であること、さらに他の委員から日本の国際人権法学会でも韓国の国家人権委員会との交流があり、学会誌において同委員会のメンバーの現状報告などが掲載されており、韓国に行かなければ入手できない資料があるかどうかについて調査事項を絞る必要性が指摘されました。

いずれにしても、第2回の分科会の会議で、国内人権機関の設立は障害者権利条約の義務であり、日本政府へ国内人権機関の設立の勧告が国連でなされている以上、検証会議としては、再発防止の観点から、国内人権機関の設立を提言に入れなくてはならない点については、既に確認されております。

三つ目は、第2分科会からの情報共有。

優生保護審査会の委員に対する聞き取り調査の可能性について、情報共有が第2分科会からなされました。第3分科会の委員にも、この点について関心を有する複数の委員がおり、他の分科会との合同チームの編成を含め、座長委員長会議において検討することといたしました。また、他の委員から、優生保護審査会の議事録を確認し、分析する必要性が提起されました。

以上が、第3分科会の第3回の議論の概要です。

今後のスケジュールですが、次回会議を8月7日金曜日10時から12時に予定をしております。第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元さん、ありがとうございました。

最後に、前回の検証会議で御承認いただいた報告書編集委員会について、松原から御報告いたします。

前回の検証会議の後、編集委員で会議をもちまして、目次案の作成に向けて活動を始めました。8月初旬を目処に目次案をお示しし、検証委員の皆様にご議論していただけるよう準備を進めたいと考えております。

報告書編集委員会については以上です。

では、ただいま三つの分科会から、また報告書編集委員会について報告がありましたけれども、ここまでの報告を踏まえて、委員の皆様にご意見や御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。御質問、御意見がある方は、Zoomの挙手マークをお示しいただくか、あるいは御発声をいただければと思います。

では、佐々木委員、それから次に、藤井委員に挙手いただきましたので、まず佐々木委員からお願いいたします。

(佐々木委員) 佐々木でございます。

私からは三つの項目があります。

一つは先ほど、利光さんからの第1分科会の報告、これが資料の7分の5ページですね。7月1日の御報告のところに、ペーパーに「個人情報保護について」という項

目があります。資料収集についての個人情報の取扱いについて、第1分科会の意見を集約するというふうにあります。

ここで私が何を問題視しているかというと、公的機関、行政機関などに我々が問い合わせをしたり、資料提出してくださいとお願いをすると、例えば、行政機関が、個人情報であったり、それから事業者の秘密を理由にして、情報開示を断ってくる場合があると思うんですね。そういうときに、我々がどのような権能を持っているのか、我々がどのように対応すればよいのかということは、後ほどいいので、ちょっと御議論願いたいと思います。これが一つ。

もう一つが、先ほど第2分科会の齋藤委員からお話がありました、「改正に尽力をした人物に聞き取りをしました」というふうに御報告がありました。もしよろしければ、その改正に尽力した人物は誰ということをお話しいただければいいし、差し支えるのであれば結構でございます。いかがですか。

(松原座長) ではまず、三つとおっしゃったので、3番目もお願いできますか。

(佐々木委員) 3番目なのですが、第3分科会の報告で、坂元委員長から母体保護法下の不妊手術の話が議論になりましたと御報告がありました。これに関して私が今疑問に思っているのが、男性の不妊手術でございます。

まず、現在、母体保護法下の不妊手術に関しては報告書が提出されているんですが、これは誰に提出されているのか。誰が管理しているのか。おそらく厚労省か都道府県かと思うんですけども、その辺、御存じの方がいらっしゃったら教えてもらいたいということ。

それから、男性の不妊手術の場合に、当該男性に妻がいるのか、つまり配偶者がいるのかというような事項をきちんと調査しているのかというのが、私にはちょっと疑問がある。

なので、まず、調査しなければいけない事項として、男性の不妊手術、母体保護法下の不妊手術が何件ぐらい、年間何件くらいあるのかということと、それぞれに関してどのような調査実態の報告があるのかということが問題になると思います。なぜなら、奥さんがいないと、そもそも不妊手術をする前提がないので、そのところは本当に調査しているのでしょうか。不適法な不妊手術がされていないか、ということが問題意識でございます。

以上でございます。

(松原座長) 佐々木委員、ありがとうございます。

第1、第2、第3、それぞれ1件ずつ御質問があったと思いますので、順にお答えいただきたいと思います。では、第1分科会に関連して個人情報保護について意見を集約という、この7分の5ページの記載ですね。

この内容について、まず御説明をいただけますでしょうか。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

まず、個人情報のことについてですけれども、佐々木委員は、御質問の中で、公的機関とか行政機関についてというのにも含まれましたので、まずは公的機関あるいは行政機関についての個人情報保護のことについてお話します。

地方公共団体に対して、今日御報告したような資料や記録の提出を求めようということで、調査票を発出する段階に入っているんですけれども、その中でマスキングのない形での資料・記録を出してくれるようにと要望しております。

これについては、個人情報保護委員会の方に、事前に事務局あるいは座長が交渉をしていただいて、この検証会議の調査・検証に用いるための資料については、それが個人情報保護の縛りを受けない形で提出が可能だというふうな見解をいただいております。この辺りについては後ほど事務局の方からもう少し詳しくお話をいただけるといいかなと考えております。

医療機関・福祉機関についても、この検証会議が、最高裁判決及びこれを受けて制定された補償法に基づいて設置されたものであり、被害実態の解明であったりとか、このような事態が生じた原因についての調査・検証するためのものですので、そういう意味では、先ほどお話しした国の個人情報保護委員会の見解というのを医療機関や福祉施設に丁寧にお伝えすることで、そこは御理解をいただけないかなと考えているところです。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

事務局から個人情報保護に関しての調整について、説明をしてもらえますでしょうか。採澤事務局長お願いします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

先ほど、利光委員長から御説明がありましたが、補足をさせていただきますと、個人情報保護法の縛りを受けないというよりは、個人情報保護法上、第三者に対して個人情報が含まれるものを提供する場合には本人の同意を得なければならないというのが大原則であります。その例外が個人情報保護法で定められています。今回、個人情報保護委員会からの助言を受けて、検証会議としては、この個人情報保護法の第三者提供について本人の同意を得なくて良いという例外的な場合に当たるという整理をしております。

その整理に基づいて自治体であるとか民間の施設に情報提供をお願いすると、こういう立て付けを考えております。以上です。

(松原座長) 御説明ありがとうございます。

佐々木委員の御懸念のケースというのは、一般的な情報開示請求のシステムで開示請求をしたときの対応ということだと思うんですが、今回検証会議では今説明がありましたように、旧優生保護法補償金等支給法に基づく調査であるということで、別のアプローチで個人情報保護法の本人に同意を得るという必要がないケースということで整理をしております。この点、個人情報保護委員会の見解を得たということで、そ

れに基づいて第1分科会では、先ほど利光委員長が御説明くださったような資料請求の準備をしたということでございます。

では、2番目にまいります。

聞き取りで優生保護法改正に尽力した方について差し支えない範囲で補足していただければと思います。

齋藤委員長お願いします。

(齋藤) 御質問ありがとうございました。

今回、尽力した方という表現をさせていただいたんですが、第2分科会で行っている政界、それから市民団体、それから福祉関係の方、皆様いろいろな形で優生保護法について関心を寄せ、いろいろな立場から御尽力されているという認識をお願いをしているということがあるので、今回に限らずということではあるのですが、こういう方の聞き取りを行いましたということ、それから、こういう方の聞き取りを行う予定になっていますということを、都度都度は個人名をこの会議の中ではお出ししないという形で進めているところです。

ただ、これは当事者の方の御希望ももちろん大事にということがあるのですが、少なからぬ人たちが結果報告書になるときには、名前などを出しても構いませんとおっしゃってくださっています。本当に皆さん貴重なお時間で有意義なお話をしてくださっているので、ちょっと時間をいただくことになりましたが、聞き取りの結果をまとめましたときに、皆様に御披露できるんじゃないかと思っております。今ちょっとこの検証会議の場では御容赦いただければと思っています。

以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

では、3番目の現在、母体保護法になっている状況の中で、男性に対する不妊手術の取扱いですね。これは公的な行政的な、あるいは医療機関でのその実態について、統計なり、実際の運用ですね。これについて調査が必要だという御指摘だったかと思います。

これは、第3分科会での議論ということでしたが、坂元委員長、何か関連して御発言いただければと思います。

(坂元委員) 今、御質問をいただいた点は私自身というよりは、この問題に詳しい方に教えて欲しいというのが、佐々木委員の質問でありましたので、より詳しい方にお答えいただければと思います。

男性不妊手術の場合に、厚労省が所有している記録と、それから地方公共団体が所有している記録、あるいは医療機関が持っている記録があるのではないかと思います。その際に配偶者の有無について調査したかといった点については、特に情報を私は持っておりませんので、その点について何か、委員の中で詳しい方がいらしたら、補足していただければと思います。よろしくお願いします。

(松原座長) ありがとうございます。

では現時点で、何か情報提供をいただける委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(佐々木委員) 加藤先生が一番お詳しいかと思います。

(松原座長) 男性の場合は、泌尿器科の領域になると思いますが、もし、加藤委員から何かありましたらお願いします。

(加藤委員) 加藤です。

すみません、私は産婦人科医なので、ちょっと男性に関しては情報を持ち合わせておりませんので、これは日本泌尿器科学会とかに聞いた方がいいかなと思います。

(松原座長) ありがとうございます。

不妊手術を本人の希望によってやれるか、やれないかに関して、やはり男性と女性と事情がかなり違うということは、皆さん御存知かと思います。それで、佐々木委員が提起してくださった点は大変重要だと思いますので、これは今、加藤委員、御助言いただいたように、泌尿器科の関係で調査をするなど、検証項目、特に母体保護法後の不妊手術に関する項目として念頭に置いておきたいと思います。

佐々木委員、ありがとうございました。

齋藤委員、今の点についてでしょうか。お願いします。

(齋藤委員) すみません、ほとんどの男性の不妊手術が泌尿器科であつただろうと思うんですが、公表されている雑誌の中で、北三郎委員が、自分は産婦人科に連れて行かれて、なぜ産婦人科なんだと言ったけれど、悪いところがあるから、他の病院は混んでいるからと言われて、産婦人科で優生手術を受けたと書かれていますので、施設や地域によっては産婦人科に依頼をして、施術をしたということがあるのかな、と思いました。以上、優生保護法下のことですが、ちょっと補足の情報でした。

(松原座長) ありがとうございます。

確かに優生保護法下での優生上の理由による手術に関しては、男性でもですね。産婦人科医が関わったという、今御指摘いただいたような情報もございます。

それで、佐々木委員からお話があつたのは、母体保護法下での男性の不妊手術の実態を明らかにする、その一環として、そもそも、例えば、男性の場合、配偶者の存在を確認して、母体保護法の下で厳正に運用しているのか、それ以外の手術が行われているのか、そういう状況を確認した上で、母体保護法以降の優生上の理由による特に男性の不妊手術の問題と繋げて検討すべきだとそういう御指摘だったかと思います。

ですので、優生保護法下ではどうだったのかということはもちろん重要な点であり、その上で、母体保護法の下で男性の不妊手術の実態を見ていくということであります。

補足ありがとうございました。

それではですね、藤井委員から先ほど挙手がありましたので、藤井委員、お願いい

たします。

(藤井委員) 三つの分科会の報告ありがとうございました。

だんだん佳境に入りつつあるなという実感を持っております。

私は第1分科会と第2分科会に多少意見も交えた質問になります。中身によってはまた松原座長からも返答をお願いします。

第1分科会に関わっては医療機関等への悉皆調査、これを断念したいと。理由としては予算、同じく時間や労力不足ということもあると。

しかし、この検証会議に対する期待、国民の期待を含めてですけど、やはり、やり切るだとか、あるいは検証会議だからできるんだとか、今だったら間に合うというような視点があるかと思うんですね。

これを機に、もし調査等を断念してしまうと、永久にできないわけなんです。これほどの人権侵害であって、可能性があるんだったら、私は追及すべきだし、これが検証会議自体のやっぱり姿勢であったり、構えに繋がっていくんじゃないかな。改めてこの予算問題というのは少し承服しがたい点もあるんだけど、その辺のところをお答えいただければと思います。

あるいは、それに代わっての精度の高いものをという話もあったけれど、ではどういう方法があるのかということも含めてお答えいただければと思います。

第2分科会に関しては二つあります。

一つは、精神科医の中で、活発に優生保護政策に関して議論したのが戦前なんです。戦後、これが一気に沈黙状態に入っていると。本当に沈黙だったのかというのは、解せない点があります。

もし、本当に沈黙だったとしたら、なぜ沈黙してしまったのかということ。ここはもう少し諦めずに深掘りができないのかなというのが一点目です。

もう一つは、先ほど昭和20年代の主な法律の成立状況を述べられました。一つ抜けていたのは、障害者関係では大きな法律だったんですが、身体障害者福祉法という法律。これは昭和24年制定、25年施行になっています。

これに関しては詳しい松本征二氏、後の厚生省の更生課長が書いている身体障害者福祉法の解説というのがあります。ぜひここのテーマにしてほしい。

これに関しては、この研究者としては、丸山一郎氏、もう亡くなっていますけれど、特に米国の民政局のミクラウツ氏が関与して、かなりいろんな視点から書かれている。これが後の障害者関係の法律の一つのベースになっていくんですけど、これと精神障害の関係とか、精神衛生法との関係とか、あるいは優生保護法との関係なんかも多分深められるんじゃないかな。この辺は参考意見として述べておきたいと思います。

第1分科会の意見質問が一つと、第2分科会の前段の質問ということで私の発言は終わります。

(松原座長) 藤井委員、ありがとうございました。

では、一番目のその悉皆調査ではなく、他のアプローチでという調査方法について、第1分科会でかなり長く議論された上でのことだったと思うんですけれども、御説明をいただければと思います。

利光委員長、お願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

本当に藤井委員がおっしゃるように、医療機関や福祉施設についての悉皆調査をする、したいというのは、第1分科会の全委員の希望ではありました。なので、この間、何度も分科会を開き、それが可能であるかどうかというのを一生懸命検討してきたわけですね。

私の今日の報告を少し補足しますと、医療機関とか福祉施設についての大規模な調査というのを全く断念したわけではなくて、その可能性は残しておく。ただ、もう既に検証会議が始まってから半年以上経っておりますので、早急に調査を始めなければいけないということで、どこから優先的に調査を始めるかということについて考えたときに、10万ある医療機関、あるいは3千の福祉施設の全てについての悉皆調査から最初に始めるということは、なかなか難しいという結論に達せざるを得なかったということですね。なので、もし可能性があるのであれば、次年度でも可能性は追求したいと、第1分科会は考えているということをお補足させていただきたいと思えます。

精度の高い調査の方法についてですが、2018年に厚労省が全国の医療機関、福祉施設に対して、優生保護法関連の資料を保有しているかどうかということをお調査しております。加えて、今年度に入ってから、こども家庭庁の方から、一時金や補償法に基づいて認定された被害者の方が関係しておられた医療機関や福祉施設についてのリストを、提供していただいております。

それらを勘案しながら、資料・記録が存在する可能性の高い医療機関・施設に絞る形で調査を行う方向で、検討しているところです。

それともう一つ、今日もお話しましたが、いくつかの重点的調査対象を選定し、より集中的に、詳細に調査ということをお、別立てで進めていこうと考えているということです。

(松原座長) ありがとうございます。

少し補足しますと、こども家庭庁から提供された一時金支給法あるいは補償金等支給法の申請者の方の情報というのは、あらかじめ調査に使っても良いと、そういう了解を受けた方に限って情報を提供していただいているということです。

ですから、限られた約3年間の間にしっかりと検証をやり切るということを念頭に置いたときに、まず、順番としてはここにある可能性が高いというところにしっかりとアプローチをして、資料を収集する。これが今年度。それでその上で、可能であれ

ば、広く医療機関にその資料の提供を求めるアプローチを検討するということです。

ですから、お金がないから狭めるということではなくて、よりしっかりとした検証をする上での順番としてというところでの判断ということになりますね。

例えば、悉皆調査をするときに、医療機関に対して検証会議がこのような調査をしている。このような関心を医療機関や福祉施設に向けている。それを知ってもらうこと自体が検証会議の意義の一つであるという観点もあるかと思います。そういう認知についてあわせて、どのようなやり方が効果的かといったことも検討しながら進めていきたいと座長としては考えております。

では、2番目の精神科医における優生上の理由による不妊手術による議論ですね。国民優生法を成立させようというときには、精神科医でかなり反対の論調を張った方がいたという。しかし、戦後はそのような大きな論争というのはあまり見られなかった。これが戦後、精神科医が沈黙していると見られがちであるけれども、その辺りについてどのように考えるか。

つまり、戦後においても、断種法、不妊手術を巡る関心議論、あるいは批判というものを精神科の中であったのではないかと御指摘と理解してよろしいですか。藤井委員。

ではその点について、第2分科会の齋藤委員長いかがでしょうか。

(齋藤委員) ありがとうございます。

もちろん戦後の法律を見る中で、それまでにあった法律がどう変わったのかとか、どう引き継いだのかとかというところは、必ず見なければいけないし、さらに新しくこういうことができた、その理念はという背景を見ていく必要があると思っていました、おっしゃったように、精神科医の発言とか、公での公表されている反対論から、それがある意味大きな反対論なく、優生保護法がそのまま決まったという辺りは、やはり一つの戦後の状況で何が専門家や世論の、外から見たところの対応が変わったのかというところを分析する大きな大事なポイントだと思っておりますので、そこは注目しながら、やっていく予定です。

また、他の法律に関しても、ちゃんと見ていくことで、何かもしかしたらその中で例えば、刑罰としてのいわゆる不妊手術、優生手術の要請というものも、戦前はやはり国民優生法の時もその是非とか、強制性の是非とかが議論されていた中で、戦後の治安施策、刑事施策、少年たちへの施策の中で、そういうことが言われていることはないかということは、今これから法曹関係者の論文とか発言とか、あと、他の法律が決まった時の文献等、法律の教科書とかですね。そういうものを見ながら検証していく価値があるだろうと思っています。

日本は日本国憲法ができたその後で、優生手術が強制的にできるような法律になったという経緯もありますので、やはり、たまたまということではなく、制度とか世相とかいろいろなものがあいまってそういうことが正当化される空気があったんであろ

うと思いますので、当時のいろんな文献を古いものを含めて、この機会に検証会議で見たいかなと思っています。

二つ目の身体障害者福祉法については、大事な法律を列挙の中に入れずすみません。御心配をおかけしました。

今、いくつか10個ぐらいか、述べましたけれども、それ以外にも、これから見ていく中で、各省庁が所掌している法律とか規則の中にきちんと特筆して紹介すべきものとか、関連性を検証すべきものというものは出てくると思いますので、今日出した法律だけが重要とか、そこしかないということではもちろんありません。

ですので、まずは昭和20年代にこういうものが次々と出ていく中での検証をするということの紹介として出しましたので、見落としとか、漏れが本当にたくさんまだあることだと思いますので、委員の皆様ぜひこれがある、これがあるはずというものも含めて寄せていただければと思っております。ありがとうございます。

(藤井委員) 松原座長いいですか。

(松原座長) まず、齋藤委員長ありがとうございます。藤井委員。

(藤井委員) 最後簡単に要望なんだけれども、もうお分かりのように、前も言ったかと思うんですが、優生政策という視点の中に優生手術があったわけで、その優生政策という観点に立つと、隔離収容というものが有効ということが言われてきたわけですね。

精神障害分野、精神科医の沈黙と言ったけれども、一方で、隔離収容に繋がる病床増はずっと訴えてきたわけです。精神医療界からは、この辺のところの優生保護法とは違った優生政策の分岐点だとかね、どうもこの辺も昭和20年代前半の精神衛生法とも絡むんですけども、これもぜひ第3分科会とも関連してくるんですが、今に繋がりますのでね。

今後また深掘りをもう一点要望として、いろんな文献を読んでいくと、例えば日本精神神経学会の報告書も含めてですね、他の文献もあるんですが、当時はやむを得なかったという時代論ですね、あるいは当時は適法だったという、この論理についてですね。やはり、解明しておく必要があるんじゃないかなと。とりわけ第2分科会についてはこれをお願いしておきたいと思います。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。大事な御指摘をいただきました。

当時は仕方がなかったという時代論ですよ。これはやはり、人権の在り方の変化を踏まえると、今から見れば、障害を持った方、あるいは精神障害を持った方等が人権の主体として権利を獲得し、それが法律に反映していった経緯というのがあり、先ほど第2分科会で列挙していただいたものは、その前の温情的な保護の対象としての障害者観や、例えば子ども観あるいは、女性観と関連しているところがあり、当時は仕方がなかったと言いがちなのは、保護の対象から人権の主体へという変化、これをやはり踏まえるという点もあると思うんですね。

ただ、気を付けなくてはいけないのは、時代とともに自然にそうなったわけではなく、人権が抑圧されている中で当事者の方々が声を上げ、場合によっては命がけの闘いをしながら、変えていったというところがあるわけです。

ですから、仕方なかったという表現ですと、その闘いの意味そのものを無化してしまうような観点になってしまうのではないかと。

ですから、広く、人権が認められなかった時代にも、やはり人間、人としての尊重、これを侵害された方々の異議申立て、闘いというのはあったという、そこですね。それがあって今があるというところ。これをしっかりと受け止めて、当時の状況、場合によっては制約、これを客観的に見ていく必要があるかなと思いました。これは座長としてのコメントでございます。

それでは他に御意見や御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本日も活発な御議論をいただき、どうもありがとうございました。

次回の検証会議について事務局からお願いします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

次回の検証会議は8月12日水曜日の午後1時からを予定しています。検証委員の皆様には現地での御出席又はオンラインでの御出席をお願いいたします。

オンラインでの公開は本日と同様に行う予定です。次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(松原座長) どうもありがとうございました。

以上